

# 三重県の森林管理の展開



## 三重県の森林

■ 国有林 20千ha

■ 民有林 350千ha



### 三重県型森林ゾーニング

- 三重県では、全国に先駆け、森林の有する多様な公益的機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、三重県型森林ゾーニングガイドラインを定め、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分し、それぞれの区分に応じた重点的、効果的な森林管理を行う。
- 市町は、三重県型森林ゾーニングガイドラインをもとに地域の合意形成を行ったうえで、市町村森林整備計画の中でゾーニングを設定する。

### 環境林 (200千ha; 人工林70千ha、天然林130千ha)

- 原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。
- 森林所有者から管理委託された森林を公共財として捉え、針広混交林の造成など、多様で力強い森林づくりを行う県単森林環境創造事業などにより、公的に森林の整備・保全を進める。

環境保全型森林等 (保存型)

環境保全型森林 (保全型)

人との共生型森林

原生林 急傾斜地 など

人工林

天然林

保安林 など

うち面積 126千ha (人工林 2千ha 天然林 124千ha)

森林再生CO2吸収量確保対策事業  
県単森林環境創造事業  
うち対象面積45千ha (人工林39千、天然林6千)

- 森林所有者と認定林業事業者が20年間の管理委託契約を締結し、針広混交林の造成など多様で力強い森林づくりを目指した環境林整備計画を策定
- 管理委託終了後の森林管理について、市町村と所有者と認定林業事業者が予め協定を締結
- 計画に基づく森林施業に対して、県(国・県)が市町に助成

環境林整備治山事業  
うち対象面積29千ha (人工林29千ha)

治山事業(水源地域整備・保安林整備等) など

針葉樹と広葉樹の混交林

様々な樹種の広葉樹林

森林所有者等が自主管理  
○協定に基づき所有者が適正に管理 (所有者からの委託等により認定林業事業者等が管理する場合も含む)

森林の公益的機能の高度発揮

### 生産林 (150千ha)

- 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林
- 林道・作業道の整備、造林などの事業を集散的、重点的に実施し、生産コスト低減に努めつつ、持続的林業経営を通じて、公益的機能の維持向上を図る。

持続的利用型森林

面積 150千ha (人工林 150千ha)

林道事業(開設・改良・舗装)  
治山事業(保安林整備等)  
造林事業  
森林整備加速化・林業再生基金事業

資源の循環利用

20年間

# 森林管理施策の展開

## ～環境林の整備～



森林は、植えられて、何度も手を入れて、大きくなります。伐採され、木材として利用されます。

## 環境林施策の展開



県単森林環境整備事業などにより、生産を目的としない多様な森林づくりを目指します。

管理に人手や経費がかからず、自然の力により公益的機能を発揮できる森林となります

### 環境林

しかし、木材価格の低下による森林の手入れ不足などから山は荒れています

真っ暗になった森林は、下草も無く、土壌浸食が目立ちます

大胆に木を間伐して、森の中を明るくします

広葉樹や下草が生えてきます

# 県単森林環境創造事業と森林再生CO2吸収量確保対策事業に係る事業の流れ

## 三重県

- 45,000haの環境林において、針・広混交林などの多様で力強い森林づくりの展開を公的(県:補助事業者、市町:事業主体)に実施
- 県単森林環境創造事業 県負担80%(県80%)
- 森林再生CO2吸収量確保対策事業 県負担85%(国30%、県55%)
- 環境林整備計画の認定



## 市町 (事業主体)

- 三重県型森林ゾーニングの設定
- 環境林整備計画の審査及び県への提出
- 公的な森林整備を事業主体となって実施
- 環境林づくり協定により、皆伐の禁止等を担保
- 県単森林環境創造事業 市町負担20%
- 森林再生CO2吸収量確保対策事業 市町負担15%

設置

提言

## 地区森林管理協議会

- 三重県型森林ゾーニングの設定に関する協議
- 環境林整備計画の審議
- 森林管理手法などに関する検討、提案



## 認定林業事業体

- 森林所有者と森林管理に関する委託契約(20年間)を締結
- 環境林整備計画(20年間)の策定

20年間の適正な森林管理



## 森林所有者

- 20年間の森林の提供
- 環境林づくり協定により、20年間の管理委託終了後も育成された広葉樹の保全(皆伐しないこと)を約束

針・広混交林などの多様な森林づくりへの同意



環境林づくり協定締結(三者協定)



# 環境林における森林整備事業の補足説明資料

## 1. 県単森林環境創造事業

### (1) 公的な森林整備の必要性

三重県は、優良な木材の生産県であり植栽本数も全国平均（ha当たり3,000本）に比べ50%程度多く、かつては弱度（伐採率（伐採本数÷伐採前の立木本数）20%程度）の間伐などを繰返して行うという丁寧な森林施策が実施され、その結果として健全な森林の状態が保たれてきた。しかし、長期にわたる林業採算性の悪化により放置される森林が増加し、林内の下層植生の裸地化による表土流出や保水能力の低下、植栽木の発育不良による土壌緊縛力の低下などにより、豪雨時の土砂崩壊や強風による倒木などが多く発生している。

そこで、三重県では平成13年度から森林を「生産林」と「環境林」にゾーニングし、それぞれの区分に応じて効果的な森林施策を実施している。

そのうち環境林については、森林・林業経営の基盤となる林道等より400m以上離れた地理的条件の悪い場所に立地していることが多く、林業生産活動による森林整備はほとんど期待できない。

そのため、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために、森林所有者が以下の条件に同意する場合には、県と市町の公的負担による森林整備を実施している。

「森林管理に関する委託契約」による20年間の森林の提供

「環境林づくり協定」によって管理委託終了の20年後も育成された広葉樹を保全（皆伐しないこと）することの誓約

木材生産を目的にせず、森林の公益的機能の向上を目指した強度（伐採率40%程度）な間伐による針広混交林の造成を目的とすること

当該森林整備を実施することで、水源かん養や山地災害防止、二酸化炭素の吸収機能などの森林の有する公益的機能が向上し、また管理委託の終了する20年後には針広混交林化が図られ、それ以降の森林整備への県等の助成が不要となる効果が期待できる。

以上のことから、環境林45千ha（環境林のうち原生林や急傾斜地に育成する天然林、公有林及び保安林を除く。）においては、公的な森林整備が必要である。

### (2) 県と市町の負担割合

森林の水源かん養、山地災害防止、二酸化炭素の吸収機能などの公益的機能の発揮による恩恵の多くは、森林の存する市町に留まらず、下流域の市町等の広範囲にわたり享受される。

そのため、公的な森林整備に係る費用の負担は基本的に県が負うべきであるが、森林の公益的機能の中には山地災害防止機能など、森林の存する市町に特に多くの恩恵をもたらすものもあるため、市町にも負担を求め、県と市町の負担割合を県80%と市町20%とした。

### (3) 事業主体

市町

### (4) 事業の規模

森林整備の実施により森林の公益的機能が効果的に発揮されるためには、ある程度まとまった規模の森林が必要であることから、環境林整備計画の最小面積は、概ね30ha以上としている。

## (5) 整備方針

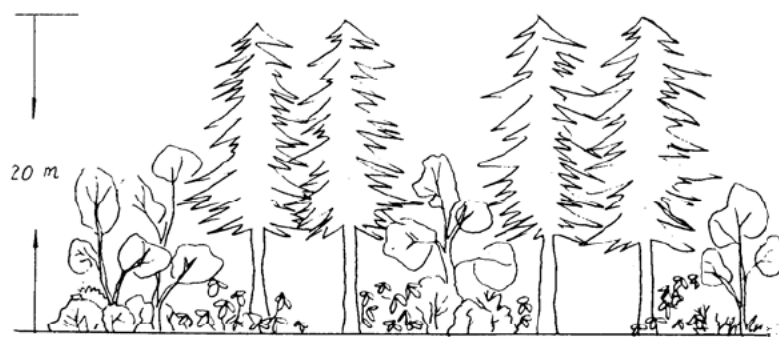
- ①スギ・ヒノキ林については、強度の間伐を繰り返し行い、森林内に光を入れ、下草や広葉樹の繁茂を図る。
- ②公益的機能の低下している広葉樹林は、間伐を行い、下草の繁茂を図る。
- ③皆伐されて5年以上経過しても、高木性の樹木の生育が見られない森林には、500本/ha程度の広葉樹を植栽できる。

## (6) 目標とする森林の姿

整備した森林が、20年後には公益的機能を高度に発揮する下図のような針広混交林となることを目標とする森林の姿とする。

### (針広混交林のイメージ(20年後))

上層には針葉樹が出現し林冠を形成しているが、うっ閉度は低く、広い樹間が点在すること。それらの樹間に、中・下木層が生長し、小灌木類からなるブッシュが良く発達している。



## 2. 森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業

### (1) 森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業の実施の経緯

森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業の基本は、県単森林環境創造事業と同じであるが、国補造林事業においてスギ・ヒノキ林を針広混交林に誘導することを目的とし、併せて二酸化炭素の吸収量の確保を図るという補助メニューが平成15年度より創設された。

そこで、環境林整備計画の計画地のうち、成長が旺盛で二酸化炭素の吸収機能が高く、かつ国補造林事業の採択要件にも適合した16年生から45年生までの間伐を実施する森林については、森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業として実施している。

当該森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業を実施する場合の負担割合は、国30%、県55%、市町15%としているが、これは国負担30%を除いた70%の部分について、県と市町で概ね80対20の割合になるように決めた。

### (2) 事業主体

市町

### (3) 事業の規模

県単森林環境創造事業と同じ。

### (4) 整備方針

スギ・ヒノキ林において、強度の間伐を繰り返し行い、森林内に光を入れ、下草や広葉樹の繁茂を図る。

### (5) 目標とする森林

県単森林環境創造事業と同じ。

## 3. 県単森林環境創造事業事業及び森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業の取組状況

### (1) 計画樹立面積の実績

平成13～22年度末までに策定された環境林整備計画(20年間の計画)の樹立面積の実績は、目標の20,500haに対して11,318ha(目標達成率55%)である。

### (2) 森林整備の実績

平成13～23(予定)年度までに実施された県単森林環境創造事業による森林整備の実績は、9,648ha(事業費3,300,067千円)である。

また、平成15～23(予定)年度までに実施された森林再生CO<sub>2</sub>吸収量確保対策事業による森林整備の実績は、3,292ha(事業費920,004千円)である。

### (3) 事業の成果と課題

これらの事業を実施した成果としては、森林整備を実施した森林内の下層植生に回復の兆しが見られ、将来の目標である針広混交林に移行する基盤が整いつつあることから、一定の成果があった。

今後も計画された残期間における森林整備を実施することで、下層に芽生えた広葉樹の稚樹の生育を促進し、20年間の管理委託期間の終了後には、目標としている針広混交林となるように誘導していきたい。

また、事業の創設当初は認定林業事業者からの要望も多く、計画樹立面積や森林整備の実績ともに順調に進んできた。しかし、10年が経過した近年には、計画樹立面積の作成において以下の要因などから事業の採択基準となる30ha以上の団地の確保を行うことが難しくなっていることが課題である。

小規模な森林所有者が大多数であること。

不在村所有者や境界の不明確な森林が多く、森林への関心が低下してきていること。

### (4) 対応

平成22年度より森林所有者に対してダイレクトメールを送付して、森林整備の重要性についての意識喚起及び当事業の紹介を改めて行うことで計画樹立面積や事業実施面積の増大を図り、また、同時に当事業に対する意向調査や、事業の対象となる森林の現地調査を行うことで環境林の現況を把

握し、事業の効率的な展開を図る。

## **4. 環境林整備治山事業の概要**

### **1. 趣旨**

「三重の森林づくり条例」(平成17年10月21日公布)に基づき策定された「三重の森林づくり基本計画」の基本方針の中で、「森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指す。」こととしており、環境林については、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止等の公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めることとしている。

### **2. 事業内容**

過密化等により公益的機能が低下した環境林内の保安林において間伐を行い、保安林の適切な保全及び整備を進めることにより、災害に強い森林づくりを推進する。

### **3. 事業の対象地**

過密化等により公益的機能が低下した環境林内の保安林であって、崩壊、若しくは土砂、流木等が発生している、又は発生するおそれがある箇所とする。

### **4. 事業主体**

三重県

### **5. 環境林内の保安林における治山事業等による森林整備実績**

平成19年度から実施している環境林整備治山事業の森林整備の実績は、平成22年度までの4年間で、面積1,600ha、平成19年度から22年度の国補治山事業の森林整備実績は、面積5,506haとなっており、両事業で7,106haの森林整備を実施した。